

【ご家族控え】

訪問リハビリテーション(1日あたり) ※1割負担額

介護老人保健施設 うららの里

横浜市 単位単価(円) 10.88

介護保険内自己負担分	訪問リハビリテーション費 ☆	336円 (308単位)/回	要介護1～5 1回あたり20分以上訪問リハビリを行った場合(週6日を限度)
	〈加算〉		
	短期集中リハビリテーション実施加算	218円 (200単位)/回	退院・退所または認定日から3月以内の方対象
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	262円 (240単位)/日	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合(1週に2日を限度)
	リハビリテーションマネジメント加算(イ)	196円 (180単位)/月	医師が、リハビリテーションの実施に当たり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対し指示を行い、定期的なリハビリテーション計画の見直し等を実施し、リハビリテーション会議による今後のリハビリテーション計画についてリハビリ職員が家族へ説明し同意を得て、定期的な計画の見直し等を実施した場合
	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	232円 (213単位)/月	リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚労省に提出し、その情報を活用している場合
	口腔連携強化加算	55円 (50単位)/回	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(1月に1回に限り)
	退院時共同指導加算	653円 (600単位)/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業者の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合(当該退院につき1回限り)
	移行支援加算	19円(17単位)/回	サービス提供を終了した日から14日以降44日以内に実施状況を確認し記録し指定事業所へリハビリテーション計画書を提供する場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ☆	7円(6単位)/回	訪問リハビリを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいる事業所

〈その他、ご利用された場合かかる料金〉

交通費(通常実施地域以外の場合)	公共交通機関の場合 (バス、電車等)	実費
	他の交通手段の場合 (車、バイク等)	1kmあたり片道100円

注1 上記の一日の合計の料金表は1例です。この限りではありません。

注2 単位数の計算により多少の誤差が生じる場合がございます。

尚、この料金表は令和6年6月1日からの内容です。